

法律の目的

- 農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とする。

法律の概要

- 所有者等による都道府県への**届出を義務付け**（第4条第1項、第2項、附則第2条）
- 都道府県による**データベースの整備**、公表（第4条第3項）
- 所有者等による**適正管理の努力義務**（第5条）
- 適正な管理が行われていない場合の都道府県の**勧告**（第6条）
- 都道府県等による**立入調査**（第18条）

特定農業用ため池

(1) 特定農業用ため池の指定

- 都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「**特定農業用ため池**」**として指定**（第7条）
- 形状変更行為の制限（許可制）（第8条）
- 市町村による**ハザードマップ等の周知**（第12条）

(2) 防災工事（第9条～第11条）

- 所有者等による**防災工事（改良・廃止）の計画届出**
- 都道府県による**防災工事の施行命令、代執行**

(3) 保全管理体制（第13条～第17条）

- 所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、**市町村が管理権を取得可能**

法施行後 5 年を目途とした施行状況の点検・検証

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（ため池管理保全法）

ため池管理保全法については、法律の施行後 5 年を目途として、その施行状況の点検・検証を行うこととされており、令和 6 年度が施行後 5 年目となることから、有識者会議を設置し、施行状況の点検・検証を行う。

<ため池管理保全法附則第 5 条>

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

<ため池工事特措法※案に対する附帯決議> 【衆議院】

三 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成31年法律第17号）附則第 5 条（5 年後見直し）については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）の趣旨及び本決議を踏まえて行うものとする。

※防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する法律
※参議院においても同趣旨の附帯決議がされている。